

平成27年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第5日）						
招集年月日	平成27年3月3日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年3月12日 9時30分			議長	末次利男
	閉会	平成27年3月12日 14時09分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席並びに 欠席議員	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
出席10名	4番	末次利男	出	10番	久保 繁幸	出
欠席0名	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
欠員2名	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	6番	平古場 公子	7番	牟田 則雄	8番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環 境 水 道 課 長	藤 木 修		
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農 林 水 産 課 長	新 宮 善 一 郎		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長	大 串 君 義		
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長	土 井 秀 文		
	企画商工課企画情報係長	毎 熊 賢 治	企画商工課商工観光係長	中 溝 忠 則		
	財 政 課 長	川 崎 義 秋	会 計 管 理 者	高 田 由 夫		
	町民福祉課福祉係長	田 中 照 海	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	野 田 初 美		
	町民福祉課戸籍年金係長	森 川 陽 子	学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	野 口 士 郎		
	健 康 増 進 課 長	田 中 久 秋	太 良 病 院 院 長	上 通 一 泰		
太良病院事務長	井 田 光 寛					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成27年3月12日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第24号 平成27年度太良町一般会計予算について
日程第2 議案第25号 平成27年度太良町山林特別会計予算について
日程第3 議案第26号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第27号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計予算について
日程第5 議案第28号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
日程第6 議案第29号 平成27年度太良町簡易水道特別会計予算について
日程第7 議案第30号 平成27年度太良町水道事業会計予算について
日程第8 議案第31号 平成27年度町立太良病院事業会計予算について
日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第10 閉会中の付託事件について
追加日程第1 議案一括上程
町長提案 議案第32号、第33号
町長の提案理由の説明
追加日程第2 議案第32号 太良町教育委員会委員の任命について
追加日程第3 議案第33号 太良町教育委員会委員の任命について

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおりに進めます。

日程に入ります前に、坂口君、江口君、教育長から議長のもとに3月11日の議案審議における発言について、会議規則第61条の規定により発言の取り消し・訂正の申し出があつておりました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、坂口君、江口君、教育長からの発言の取り消し・訂正の申し出を許可することに決定をいたしました。

日程第1 議案第24号

○議長（末次利男君）

日程第1. 議案第24号 平成27年度太良町一般会計予算について議事を継続いたします。

3月11日、本会議第4日目に引き続き、平成27年度太良町一般会計予算について審議いたします。

それでは、歳入全般について質疑に入ります。

第1款. 町税、27ページから第20款. 町債、52ページまでを審議いたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

予算書の28ページの町税の固定資産税ですね、27年度は固定資産の評価がえの年に当たると思いますがけれど、本町における基準地価格ですね、これは、もう県のほうから出ていると思いがけれど、その変動はどうか、宅地、また、田畑、山林について、どうであるか、基準宅地価格とか、そこら辺どうなっているのか、いかがでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

済みませんが、基準地価格についての資料をちょっと今、持ち合わせておりませんので、後だって報告させていただきたいと思っております。

○1番（田川 浩君）

そうしましたら、正確な数字は後でいいですけど、上がっているのか、下落をしているのか、どちらでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

若干下がっているというふうに思っております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

若干下がっているということで、固定資産税の土地のところは昨年より若干下がっているのは、そのためかなと思っております。

それで、上から3番目の償却資産、償却資産が昨年から比べますと1,200万円ほど上がっております。償却資産が上がるということは、大体、減価償却を上回る設備投資をされたというのが一般的なことですが、本町の場合、これはどういった原因で上がっているのか、どうでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

償却資産につきましては、昨今のブームというか、事業用の太陽光発電の設置による増というのと、あと、工事関係の船舶の新設ですかね、そこら辺の影響で償却資産税が上がるだろうというふうに見込んでおります。

以上です。

○1番（田川 浩君）

はい、わかりました。

最後に、単純なあれですけれど、滞納繰越分のところですね、23.68%という収納見込み率と思うんですけれど、大体、毎年22%か23%ぐらいの見込み率を上げておられると思っておりますが、これを23.68%とした、この算定根拠ですね、これはどういったことでやっておられるのか、教えていただけますでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

これが、実際どれぐらい取れるか、当たってみないとわからないというようなことで、例年より若干ふえるだろうぐらいの感じで計上をいたしておりますけれども、なかなか固定資産税についても、滞納繰越分については厳しいものがあるということで、余り多目に見ても歳入欠陥になったらというようなことで、少しずつ上げるというような形で計上をいたしております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

済みません、ということは、例えば、過去3年分の平均に、例えば、何パーセント乗せたとか、そういうことじゃなくて、何となくふえるだろうということで、そのパーセントはどうやって決められているのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○税務課長（大串君義君）

これは、実際の決算額に対して、対前年度で何パーセント上がったというようなことで、その倍率を掛けて今年度の見込みというふうにしております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

29ページのたばこ税について質問したいと思いますが、4,910万円という計上になっていきます。説明の欄を見ますと、旧3級品以外（見込本数）、旧3級品（見込本数）、それぞれ書いてありますが、この旧3級品とそれ以外というのは、銘柄はどういった区別になっていきますか。

○税務課長（大串君義君）

旧3級品というのは、エコー、わかば、しんせいなどということで、ちょっとはっきりとは覚えておりませんが、6品目ですかね、あるもので、旧3級品以外というのは、先ほど言ったような以外ということですね。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

我々もたばこを吸うわけですが、これ、今、見ていますと、旧3級品と言われていました

けど、これ1本当たり5円26銭、3級品が2円49銭、1本当たりこれだけのたばこ税収入ということになるわけですね。ずっと以前から言われていますが、太良町のたばこ販売業者が販売するもの、自動販売機等も含めてなんですが、この自動販売機あたりもばかにならないわけで、前に言ったことありますが、じゃ、この自動販売機は太良町内の販売業者が設置したものであるという、何かそういった表示等ができないものか。たばこ吸う人は、じゃ、それを目当てに、ああ、これは長崎の業者やっけん、ここじゃなくて、こっちの太良町の業者の販売機から買おうということをするれば、当然、町に対するたばこ税の還元があるので、その辺の区別というですか、見分けてというですか、ファミリーマートとかセブンイレブンだとか、そういったコンビニあたりはかなり難しい、業者を教えなさいというのは難しいところもあるかもわかりませんが、販売機等については、区別してもいいような感じがしますが、そこ、税務課長、どう考えますか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

たばこにつきましては、販売するところの分について課税がされるというようなことですので、設置届というのを、どこに設置するという届け出があると思いますので、その届けによって、太良町に販売した分については、太良町のほうに配分されるということになると思いますので、そこら辺は届け出の段階でわかるというふうに思っております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

以前からの記憶では、例えば、太良町のたばこ販売業者が鹿島に設置したと、販売機を、そうしたときは、その販売機で売れたたばこ税というのは、鹿島じゃなくて太良町にということ、たばこ業者から聞いたような感じがします。それは、たばこ組合のほうでちゃんと、どこに、誰が設置しているというのは把握しておられますので、たばこ税というのは、そういったルートで発生するというふうに聞いた記憶がありますが、どっちが正しいんですか。

○税務課長（大串君義君）

私もちょっとそこら辺まで詳しいところは知りませんが、多分、多分ですけど、はっきりしたことはちょっと言えないんですけども、そこら辺については、再度、調査をさせていただきたいと思います。ちょっとはっきりとはわかりませんが、前任者の方から聞いた覚えでは、設置場所ですね、鹿島に設置したら鹿島のほうで、太良に設置されたら太良のほうでたばこ税がかかるということで考えておりましたけれども、ちょっと再度、はっきりとはしませんので、調査をさせてください。（「表示についてはどう考えますか」と呼ぶ者あり）

自動販売機についてのたばこの表示ですかね、それについては、ちょっと私からは何とも言えないというか、全国的にそういう制度になって、そういうふうに指導がされればいいん

ですけど、太良町独自でというのは、ちょっと今のところは考えにくいかなというふうに考えております。

○3番（所賀 廣君）

今、禁煙運動が激しいというわけじゃありませんけど、たばこやめろさて、よく言われますですね。もちろん、吸う場所も大分限られてきて、肩身の狭いというふうな感じの中ですが、たばこ税で5,000万円ぐらい太良町に入ってきてよっとよというところが、せめてもの救いといえますか、じゃ、その税金は町民皆さんが使っていますよぐらいの言いわけめいたことしかないわけですが、5,000万円ぐらいの税収があるわけですので、その辺、嗜好品ですから、吸う人は吸う、その辺も含めて、この税の、販売するとも含めて、その流れを、恐らくたばこ組合に聞かればわかると思いますので、こういった形で、どこに設置した分が入ってくるのかというのは、税務課としても把握しておく必要があると思いますので、その辺、たばこ組合、あるいは、販売業者でもいいですから、再度確認をして、明確にしていきたいと思いますが。

○税務課長（大串君義君）

そのように調査をしたいというふうに思います。

以上です。

○2番（江口孝二君）

46ページの寄附金のことでお尋ねしますが、4のところではふるさと応援寄附金で1,000円という記載はされていますけど、支出の欄で、応援寄附謝礼として700万円近く組んであります。700万円ということは、きのうの説明では4割ぐらいと、1,500万円ぐらいの収入を仮定して、多分、支出の分は上げられていると思いますので、ここはある程度の金額は上げるべきじゃなかとでしょうか。どうでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

そのふるさと応援寄附金の予算が1,000円ということでありませうけれども、一応、支出のふるさと応援寄附金事業には、想定として、議員のおっしゃるとおり1,500万円の収入を見込んでおります。収入のほうの1,000円というのは、一応、見込みは1,500万円しておりますけれども、1,000円という形で、その後は入り次第、補正で対応をしていきたいと思いますが。

以上です。

○2番（江口孝二君）

やっぱり数字合わせじゃないですけどね、1,000円、記載があったら別にそこで補正されるのは結構なんですけど、やっぱり収入があって、初めて支出があって、支出の分だけ計上されとって、そこから辺は、どうせ補正をされるのであれば、やっぱり目標額の分の、先ほど申された1,500万円の数字を上げるべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

現在まで、過去においても、昨年、一昨年、25年度、26年度におきましても、見込みということでは上げていなくて、一応、科目の設置ということで1,000円ということで上げてきておりますので、今回もこのように1,000円ということでさせていただいておりますので、御了解をいただきたいと思います。

○2番（江口孝二君）

今年度はそれでわかりますけど、新しく28年度になると、多分実績も上がってくると思います。そのときは、やっぱり27年度の実績を見て、算出根拠はあると思いますので、28年度からは計上してほしいと思います。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりに、実績を見まして、そのように検討をしていきたいと思います。以上です。

○7番（牟田則雄君）

122ページと123ページにかけて、歳出の商工振興費と観光費（「今、歳入です」と呼ぶ者あり）歳入かな。ありや、おりや、歳出全般で。

○11番（坂口久信君）

29ページのたばこ税について、毎年ここ近年、5,000万円近く上がっておりますけれども、どのようなものに使われているのか。そして、まず、これ、町長にお願いですけれども、お尋ねですけれども、当時はたばこ税で我々たばこのむ人たちは非常に心苦しい、消防団かれこれもあったもんですから、たばこをのむ場所をということでつくるような格好であったけれども、町長がたばこを本人がのまんて、非常に後退したかなという気がしております。後退は後退で、それはもう問題はなかとですけれども、それはそれとして、その辺のところを町長には、そして、教育長にちょっとお尋ねですけれども、非常に幼児教育の中で、幼稚園か保育園か、小学校の1年生あたりは、たばこのむ人に、何といふかな、張り紙を張ると、じいさん、ばあさんとか、それ、ちょっときのうか、そういう話があつてですよ、そこまでして、そういう教育をせんばいのかどうかですね。非常に罪人のような、例えば、自分たちの親にしろ、おじいさん、おばあさん、おじいさん、おばあさんはちょっとまずかかな、そういう人にしろ、そういう人がちょっとたばこのんで罪人のような思われ方を子供に与える教育が果たしていいのかどうか、その辺の、どのような教育を保育園や小・中学校しているのか、それについてね。

そして、健康何てろさん、あの辺の担当課にお尋ねですけれども、非常に我々も、確かに健康には害があつて言いながら、それなりの子育ての中でも、子供たちの前でもたばこを吸

うて、我々の子供は育て、元気で育つとつとに、やめろやめろというような、私には直接は、控えてくださいというような格好で言われますけど、ほかの人には、やめろやめろというようなことを言われるようでございますので、その辺の害について、ひとつ明確に答えてください。

○教育長（松尾雅晴君）

たばこにつきましては、健康教育の面で、教科でいきますと、中学校ですと保健体育で扱います。たばこに関しては、健康に悪いというようなことで、できるだけ吸わないようにと、また、今度は逆に、たばこを吸う方においては、やはり今日、こういう社会のマナーとして、限られた場所にとというようなことになっておりますよと、そういう、それ以外の、先ほどお話のようなのは、健康教育の中ではやっておりません。

以上でございます。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

健康増進課のほうで健康教育ということで、年間、保育園5回ほどと、あと、小学校と中学校のほうにたばこの健康の害という、あくまでも健康という方面でたばこの害というものの教育的なものを、学校の協力を得ながら実施しているところです。（「税の使い方は、どがん使い方ばしよっとか、3点言うたはずやけど」と呼ぶ者あり）

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

たばこ税につきましては、普通税ということで、一般財源化されているというふうを考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

そんない、担当課は幼児教育というようなことで、保育園の、聞いた話やけん、全部真実かどうかわからんとよ、幼稚園、保育園の園児たちが、例えば、私なら私がじいさんとすれば、その後ろにぺたっと貼って、この人はたばこを吸いよるというふうな話を、きのうの話で聞いたとですよ。そして、この人はたばこはじいちゃんが吸いよるというふうなことで、いかにもこう、そういう何というか、保育園あたり、幼稚園あたりで、そういう話があるのかどうか、担当課は知っとるか、知らんか、そして、そういう教育が果たしているのかどうかも含めて、教育長、そこまで答弁してくださいよ。担当課とあいとね。

そして、まず、町長、そういうふうで、害があるならばですよ、今のモラルとして、やはり区切られた区間とか、そういう部分を再度考えていただいて、ほかの人に迷惑かけないような場所なら場所を選定し、そういうボックスならボックスあたりを、再度考えていただければと思いますけれども、まず、後退した理由あたりはどうなのか、そして、町長は、果た

してたばこをのまんことによって健康なのかどうか、その辺について。

○町長（岩島正昭君）

従来は体にむち打ってのみよったですけれども、確かに健康といいますか、空腹状態はいいですね。食欲はいけます、確かにたばこをやめた場合ですね。果たして、健康かどうかはわかりませんが、皆さんたちから、少しは肥えたということは言われますから、なるべく運動して体重の維持に努めておりますけれども、これも私の口からこういうことを言っちゃいけないですけれども、果たしてどういうふうな害があるかと、それは、その人の体質によると思います。ですね。

だから、ある、うちのにきの集落の皆さんたちが、たばこで、昔はたばこ乾燥場であって、そこでうちのおやじもたばこづくりよったですけれども、生葉をもろうて、乾燥したとば粉になして、新聞紙にでも巻いてのみよんさったとは、95歳まで、確かに長生きしんさった事例もありますから、一概に、それはどういう害をしますと、体質によってですから、標準的なことしか言われんじやろうと思います。

それと、喫煙室の、今、役場の庁舎の2階の西側にも1つ設けておりますけど、そこは喫煙室という形で設けておりますけれども、あとは、屋外ですね、屋外にあって、議員から、再度、玄関の付近にという言われよつですけれども、あそこは灰皿を、缶を庁舎の入り口の支柱の白いポストのあつですね、あの内側のほうに3個ぐらい置いておりますから、外来者の方、おいでになったときは、あそこに、正式に喫煙所てされんやったもんですけんが、裏側のほうに置いておりますから、そこを利用していただければと思います。

以上です。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

議員おっしゃっている、何かぺたって張られたとかで、張るような資材をうちのほうから配布したという記憶は、ちょっとないんですけれども、何か、はがきでですね、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、たばこは害に悪かけんがちょっと控えてくんしゃいというふうな内容のはがきを書いてもらったという報告は聞いたように記憶しておりますけど、ちょっとワッペン、私も今初めて聞いたような次第で、もう皆さん、たばこは害があるということは御存じのとおりでございますので、一応、健康教育という立場で、そういった活動はしております。

一応、ある程度の一定の普及、禁煙に関する、たばこに害があるというふうな普及は、大体的には達成しただろうというふうなことで、27年度からは、この事業は一応廃止の予定としております。

以上です。（「どのような害があるのか、喫煙について」と呼ぶ者あり）

はい、お答えします。

ちょっと具体的な害は、私、ちょっと専門的なことはよく存じておりません。申しわけございません。

○教育長（松尾雅晴君）

非常に小学校、中学校においては、絶対にないというふうに思っておりますけれども、幼稚園等について、そういうことがあったということについては、知っておりません。

私の考えでいきますと、非常に最近のモラルといいますか、親が子を殺し、逆に子が親を殺すというような、そういう親子のきずなが崩れ去っていくと、そういうある種、発端になるやもしれんという危惧の念を、今、お話を聞きながら持ったところであります。マナーを守るとか、それから、健康によくないとか、そういう教育はあってしかるべきだと思いますけれども、そういうような、先ほどのお話のようなことにつきましては、特に家族間でそういうことはあってはならないというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

今回は、もう町長、ボックスについては撤退をして、それはもう無理な金を使う必要はなかということ、きょう、女性の後ろのほうに誰か来て、健康に詳しい人が来ておりますので、たばこの害についてはぴしゃっと、最後ですので答弁していただければと思います。

何せ、我々が、これ、私にいろいろ子供がどうのこうの言うた部分については、江口議員か誰か、その辺やったかなと思いますので、その辺の私のフォローをしてください。この問題について質問をです、そがんやって張られたとかなんとかね、いかにもね、親とか、じいさん、ばあさんがたばこのむだけで、非常に悪いような教育の仕方というかな、それがいいのかどうか別として、そこんにきだけは、やはりいいおじいちゃんであっても、ちょっとたばこのみんしゃっけんが、ちょっとたばこは害よというぐらいの教育ならまだしも、もう、あっち行きんしゃいと、そういう子供を、そがん小さいときからさ、たばこのむだけで、毛嫌いするような教育をすれば、将来、それこそ親を殺したりとか、いろんな問題出てくるよ。そいけん、その辺の教育はせんで、もうちょっといい教育をされるように、教育長ね、お願いしておきますよ。

そんない、再度、その害についてお願いします。

○地域包括支援センター（野田初美君）

はい、お答えいたします。

今回の回答は、保健師としてお答えしたいと思います。

たばこの害と申しますと、やっぱりニコチンなんですけれども、ニコチンには血管を収縮させる作用がございます。妊婦さんとかがたばこをお吸いになると、やっぱり赤ちゃんに血液が十分行かないで、小ちゃな赤ちゃん、低体重児が生まれてしまうというような、そういった害ははっきりしております。

それと、やっぱり発がん物質がどうしてもたばこのニコチンの中にはございますので、そういったことで、がんになる危険性が高くなるという、今、そういうことははっきりしておりますけれども、たばこを吸うから必ずがんになるというわけではございませんで、とても今、肺がんがふえておりますけれども、女性でたばこを吸わない方も、やっぱり肺がんになっている方もいらっしゃいますし、御家族がたばこを吸っていない方でも、やっぱり肺がんになっておりますので、こればかりはニコチンが必ず、発がん物質はあるけれども、発症の100%の原因にはなっていないというのはわかっております。

ただただ、お願いしたいのは、たばこは国は嗜好品として認めておりますので、こういった太良町の税収としてもかなりの金額は入っております。ただ、お願いしたいのが、やっぱり保健師としては、議員がおっしゃっていますように、節煙、たばこの危険率が高い、ニコチンの害の危険率が高い以上は、御本人が吸われる本数を、やっぱり少し減らしていただきたいということと、やっぱり害があるというのが科学的にわかっている以上は、吸っていない方に害を及ぼさないということで、おっしゃっているように、分煙室を太良町も今、設けておりますので、分煙を守っていただきたいと、この2点をお願いしたいと思います。

以上です。

○2番（江口孝二君）

坂口議員から指名されましたので言いますけど、私も1日3箱吸います。それで、6年生の孫がいますけど、5年生のときだったと、去年だったと思いますけど、吸っているところに来て、たばこたばこ、歌を歌うたとですよ、たばこをやめろという歌を。それで、そのまま、もう、私の性格なので、ほい出しました。それで、後で聞いたら、学校でそういうことを言われているということで、もうそれ以来、全く同じ屋根の下ですけど、別です。私がおるところには寄ってきません。

だから、私自身もたばこは悪いだらうとは思いますが、やっぱり先ほどのあいでも、個人さんでもあるけんですね、それを学校挙げて、教育じゃないだらうけど、そういう歌までつくって、子供に、じいちゃん、ばあちゃんに、親に言いなさいというのはどうかなと思いますけど、そこら辺は、教育長、どう思われますか。

○教育長（松尾雅晴君）

いや、初めて聞きまして、非常に申しわけないなと思っております。今後、学校のほうにしかるべき指導をしていきたいというふうに思います。

○7番（牟田則雄君）

そのたばこ税について、私もお伺いしたいんですが、私は以前、ヘビースモーカー、1日5箱ぐらい吸っていた人間で、そして、どうしてやめたかと言いますと、やっぱり余り吸い過ぎてたんが出るようになって、まず、一番目にたばこを吸うて、一番自分で感じたのは、スタミナがなくなりますね。大体やめたときと、やめてからわかったんですが、半日しかもう

この仕事はもてんというごたつとも、たばこをやめていっときしたら、1日何ともなく過ごせるようになって、ああ、これはやっぱり今までたばこの害やったなど、やっぱりスポーツ選手も、スポーツばやっているときには、たばこは吸わないというのが普通一般で言われているし、そして、今、たばこ教育の問題は、これは指定された場所以外では吸わないで、法律で決まっとつとじゃなかですか。そういう、ここで議論して、よかけんて言うたけんて吸われる問題じゃなく、吸うてようなかということはなか、指定された場所では吸ってよろしいてなつとつとやけん、そこではしっからほけのずつと吸われても結構だと思うんですよ。

それと、もう1つは、周りの人に、吸っていいでしょうかという、周りの人に配慮して、周りの人がいいですよて言うた場合以外は吸うてはならないで、これは、別にここで決める問題じゃなく、法で決まっとる品物を、また、教育のほうも、そういうふうに決まっていますのでという教育の仕方せんぎにや、感情論みたいにして、そがんとば何か変なとば張ってみたりなんかで、やっぱりそのところはびしつと、ここでは吸っていいんですが、ここではだめですよと、学校ではやっぱりその程度のことと、あとは20歳以上になって、本人さんがそれを吸うか、吸わんかは、今のところ、法律で吸うて禁止されとるわけじゃなかとやけん、それは吸うとは勝手ですよ。余計吸うてもろうたほうが、今みたいに税収も上がって、町のためにはなるとですから、ただ、その場所は法律で決められたところ以外ではのまないというような教育をしてもらわんと、その、何か感情論で、今、江口議員が言うごと、じいちゃんは嫌いとか、その子供がひよつとすぎ、たばこのにめいの好かんけん、じいちゃんは嫌い言うたか、そこら辺はちょっと親子の関係でわかりませんが、大体、社会通念としては、やっぱり法律に基づいて、それはされよることとあって、ここでその、そがんやっけん、おりゃ吸いたかけん、どこで吸わせろというような、そんな話じゃないと思います。そいけん、教育現場でも、そういうところをびつちりするように教育してもらわんけにはいかんてしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

先ほど来、お話をしていますように、マナーを守るといいますか、例えば、先ほどお話のように、一定の場所があるなら、そこに行って吸うとか、そういうことで、それから、先ほどのお話のように、シールを張るとかなんとかというのは、とんでもないことだというようなことで、学校指導をしていきたいというふうに思っております。

○1番（田川 浩君）

予算書の32ページ、地方交付税のところで見ますけど、前年度と比較しまして、普通交付税が1億円、特別交付税が2,000万円ですね、合計で1億2,000万円ふえております。ふえる見込みとなっておりますけれど、資料を見てみますと、基準財政需要額等の見直しがあったと書いてありましたけど、本町の場合、この基準財政需要額、どういった見直しがあったのか、で、こういう結果になっているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

基準財政需要額の見直しというのは、単位の金額の見直し等がっております。本町だけに限らず、それは全体的なものでありますけど、今回、この額になっておりますのは、平成26年度の実績に地方財政計画が0.8%の減となっております。本町においては、0.8%を1.0%の減ということで算定をしております。26年度につきましては、普通交付税が21億2,000万円でありましたが、これは、平成24年度に過大交付がっております。1億2,800万円ですかね、その分の調整があつて減額になっておりますので、この1億2,000万円と、この24年度分の過大交付の調整がなければ、22億4,700万円というのが平成26年度の交付決定額になっておりますので、この1%の減と、地方財政計画の0.8%より少し厳しい数字で、こういう数字をこの額を算定しております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、これで平成27年度一般会計の歳入歳出それぞれの質疑を終了しましたが、歳入歳出全般と給与明細書167ページから地方債調書181ページまでの総括質疑を許可いたします。

○12番（下平力人君）

35ページの保健衛生手数料ですね、狂犬病予防48万円ということで上がっておりますけれども、犬については登録制になっておりますから、ちゃんと飼い主さんというのはおるかもわかりません。今、非常に困っているのは、猫ですね。猫が非常にふえてきて、交通の妨げといたしますかね、こういうのが非常に出ておりますので、そこら辺の手当というか、そういうのはできないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

猫につきましては、具体的な対策というものは、今のところ講じるような仕組みにはなっておりません。

○12番（下平力人君）

それは、法的にはないかもわかりませんが、やっぱり環境的に非常に、例えば、山道といたしますかね、そういうのを車で通っておりますと、猫が飛び出すとか、そういう事例というのは非常に多いわけですね。そうすると、それがいわゆる交通事故ということにもつながる可能性は十分ございます。これは、やはり飼い主さんがいないというのは、非常に多くなつたんじゃないかなと思いますけれども、今後、そういう、何かあつてからでは遅いわけですから、できるだけ対策を考えていただきながら、何とかしてほしいなと思いますが、そういう点については、今後、考える余地はございませんか。

○環境水道課長（藤木 修君）

今現在において、具体的な施策というものはありませんが、将来において、そういうことがいろいろな害を及ぼすような状況になってくれば、それなりの対策は必要になってこようかとは思いますが。

ただ、具体的なものというものは、まだ見えていないところでございます。

○2番（江口孝二君）

予算書の59ページ、歳出の15節の工事請負費の庁舎噴水撤去工事と上がっていますが、後はどのように利用されるのか、お尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは、噴水の部分を撤去して、そして、その後どうするのかということですが、花壇として活用させていただこうかなということで、来年度、そういうことをしたいというふうに考えておるところでございます。

○2番（江口孝二君）

安全上、危ないから撤去するんじゃないかとですか。それであつたら、花壇というでも、ちょっと趣旨に反すつとやなかかと思えますけど、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今の噴水のまましておく、ちょっと見た目もよくないし、それで、既に十何年ぐらい動かししていないので、その動かないもんですから、まず、それを撤去して、邪魔になると言われれば邪魔になるかもしれませんが、見た目がよいように花壇みたいな形で対応したいという考えのもとに、こういうことをやることにしております。

○2番（江口孝二君）

話によりますと、今、庁舎の左側に立派な五葉松があります。あれを何か植樹されるという話を聞きました。でも、あれは横に幅が広かけんですね、やっぱりびしゃつとした目的で、安全のためなら安全のため、誤解をされないように、やっぱりあそこ、若い人にはそうなくても、後期高齢者とか、私たち高齢者は、やっぱり少しでもより安全に、つまづかないようにされるのがベターではないかと思えますけど、そこら辺は考慮されませんか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

議員おっしゃるようなことにも配慮して、少々対応をして考えてみたいというふうに思います。

○3番（所賀 廣君）

主要事業でいいますと7ページにあります、予算書の122ページを見ますと、このあわ

びの陸上養殖研究事業ということで、前年度に引き続いて、本年度も100万円というふうな計上になっておりますが、具体的にこの100万円の予算で何をするのか、説明をお願いします。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

あわびの陸上養殖の事業内容という御質問ですけど、事業内容におきましては、まず、特別講師を招いての研究会を開催する内容となっております。

この内容につきましては、全国でもあわびの陸上養殖を最先端でやられておられます方をお呼びいたしまして、あわびの陸上養殖の研究を行っている次第でございます。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

これも去年から言われたわけですが、じゃ、どこで何をしたのか、去年もですね。そういった過去の実績あたりも全然見えてこないわけですが、ただ講師を招いて、何かそういった養殖の方法云々を勉強するだけのものなのか、この過去の実績を踏まえて、誰がやっているのかも含めて、もうちょっと具体的に、これ教えていただかんと、全然何となくぼやっとしたままのことに見えてしまいます。異業種交流会がやっているのか、あるいは、誰かがトップに立ってやっているのか、その辺の具体化した説明が余り聞こえてきませんが、どうですか。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この事業に関しましては、委託先といたしまして、太良町商工会のほうに委託をお願いいたしております。先ほど議員御指摘ありましたとおり、もともと異業種交流会のメンバーの中で、あわびの陸上養殖の研究をやりたいという、勉強したいというメンバーが任意で立ち上がっておりまして、そこの研究会の中で、今、勉強されていることです。

事業の内容につきましては、少し私のほうが説明不足だったと思いますけど、内容といたしましては、岡山大学の理工学部のバイオの先生あたりの教授の方をお呼びして、講話をしていただいております。

また、ことしも2月に愛媛県の大洲市のほうに行つてまいりまして、そこは稚貝の育成から、あるいは、そのあわびの餌、あるいは、設備面での事業展開をしていらっしゃる業者のところ勉強してきた次第でございます。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

今、いろいろ言われましたけど、実際、そういった勉強をしてみて、効果があったのかですね。これから先に、当然期待が持てるという意味を込めての本年度100万円という予算計上だと思いますけど、今までのそういった勉強等を含めて、どうなんでしょうか、先の見通

しといたしますか、ありませんということはないでしょうけど、随分効果があるように進展してきたのか、勉強されて、この辺どうですか。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

現在、鋭意研究を重ねられて、今のところ、ここではそれができるか、できないかというのは、ちょっと私のほうからは答弁は差し控えさせていただきますけど、一生懸命やりたいという、先ほど言いました研究チームのほうからは、お声を聞いておりますので、今、頑張っている次第でございます。

以上でございます。

○2番（江口孝二君）

同じ質問ですけど、これ、上の異業種も一緒ですけど、始まった年度はいつでしょうか。

そして、今、所賀議員からも質問がありましたけど、机上の論法で、今年度の金額も、また講師を呼んで、視察に行くと、その繰り返しであったらですよ、その繰り返すなら、あと何年それが必要か、先ほどと同じ質問になると思いますけど、いつになったら実施計画ができるのか、そこはもう明確にするべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、これをずるずる行っていく（「ちょっと待って、いつから始まったかて、まず、それば」と呼ぶ者あり）

はい、お答えいたします。

いつから始まったのかという御質問ですけど、これが平成24年度から、これは国の緊急雇用事業の補助金で開始をいたしております。翌年25年度から、このあわびの陸上養殖を太良町商工会のほうに委託をしている次第でございます。（「異業種は」と呼ぶ者あり）

異業種交流会にいたしましても、平成24年度より、国の緊急雇用の補助のほうで事業開始をいたしております。その後、補助金ということで、事業実施をいたしておる次第でございます。

2点目の、この事業はいつまでやるのかという御質問であったかと思いますが、先ほど議員のほうからありますとおり、うちのほうもこの研究につきましては、なるべく早く、もう4年目に入っていますので、事業開始につきましては、そこらあたりもこの研究チーム、あるいは、商工会のほうとも協議をして、27年度にはある程度の一定の方向性はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（江口孝二君）

先ほど所賀議員の質問に、商工会のほうに委託していますからということをおっしゃいました。でも、金を出す以上は、やっぱり先ほども言いましたけど、机上の勉強だけして、それで

きませんで終わっては、どぶに金を捨てるようなもんです。だから、そこはやっぱり27年度の8月なら8月から実施計画をつくるとか、そういう予定表というの、2年も3年も研究を重ねておられたら、出して当然だと思いますけど、そこら辺はどう思われますか。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど議員言われた内容につきましても、今後、計画書なり、内容を見て、ある程度の方向性はつけたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（江口孝二君）

方向性をつけて新年度も、結果が出ないから来年度もということになりかねないと思いますので、やっぱりここで明確に、もう2年も3年も視察もされて、優秀な日本で何人かおらんごたっ大学の先生を呼んで、できるとか、できんとか、そこはもうはっきりしていると思います。太良町に設置して、養殖ができるか、できないか、それはもう結論は出ていると思いますけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

もうことしで3年目でしょうかね、視察研修等々行って、大体、異業種交流会の漁業の方が何名かで、今、研究会をやっておられるわけですけれども、当初予算で申請が600万円ぐらい、ことしから大体やりたいと、施設投資をですね、やりたいということでおっしゃったわけですけれども、まだ2年ぐらいで本当に大丈夫かと、だから、ことしに、来年度からもう正式に養殖をやるように計画をせろということで、来年度あたりから、そういうふうな施設投資をやるというふうなことで、ことしはちょっと私が抑えたわけですよ。来年から実際やるという方向で、そういうふうな教授とか、あるいは、現地視察に行って、るる、もう実施の方向でやるような、ただ単なる研修じゃなくして、実施の方向の研修をやりなさいということでやっておりますから、来年あたりは、また本格的に、今度は予算等々で、議員さんたちをお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

122ページから123ページにかけてですが、商工振興費、それから観光費、これが、先ほど収入のところで総額的な減額のことの説明はあったんですが、このところで商工振興費が1,600万円余りと、観光費が4,370万円の減額になっているんですが、これは事業そのものが廃止された事業があるのか、それとも、どの事業を減額されて、これほどの減額になっているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（末次利男君）

その場で暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（末次利男君）

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

しおまねきの建設費用の減額の分の減でございます。

以上でございます。（「今のとはどっちやったとかい」と呼ぶ者あり）

○議長（末次利男君）

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（末次利男君）

休憩を閉じ、直ちに再開いたします。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

まず、商工振興費で、去年から減している分はしおまねきですね、特産品振興施設の1,270万円の備品が減っております。

それから、観光では、この特産品等販売飲食施設ですかね、4,800万円の、これも工事請負上げておりましたけれども、これはたらふく館のほうになりますけど、それが減しております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

ということは、これは内容としては建設費ですか、どがんですか。ちょっと観光費で上がつるもんやっけん、観光の何か特別な事業を廃止したのかどうかという、ちょっとその確認です。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

建設費の改築費に伴っての減でございます。道の駅の分の建築費の改修工事の減額でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そんなら、ちょっといつも何か難癖つけるような感じですが、やっぱり観光費の中で建設

費のときは、ここに一言、やっぱりこれは何のあれという説明はしとってほしかったですね。

そしたら、もう1つ、違うほうの質問をします。

主要事業一覧の5ページの一番下、畜産、ここに死亡獣畜の処理に関するという、牛50頭、豚400頭、これは大体、牛が1頭幾ら、豚が1頭幾らですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

死亡獣畜の、これは運搬費の助成というようなことで、牛が1車、1台ですね、車、1件当たりという表現していますが、全体で1万5,000円です。豚も同じく1万5,000円です。その分の補助を県が3分の1、町が3分の1で、搬送される農家が3分の1を負担するという制度でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、その1車当たり、最低何頭というあれはなくて、1頭でも10頭でも同じということですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい、そのように御理解をお願いいたします。

○10番（久保繁幸君）

99ページの任意予防接種の委託料、これはどのような委託料なのか、インフルエンザ等々なのか、お伺いをいたします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今現在しております子供のインフルエンザワクチンの接種と、27年度から新規で予定をしておりますB型肝炎ワクチンの2種類の予防接種になります。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

私は何でこれを聞いたかといいますと、「インフルエンザを打たないで」という本があるんですよ。見られたことがないと思うんですが、これは、元国立公衆衛生感染症室長の母里啓子さんという方が、「インフルエンザを打たないで」ということの本を出しておられるんですが、インフルエンザが効かない理由を知っていますかとか、そういうのを書いてあります。私も読んだんですが、この中で、見よったらそうだなというところもありますし、このような本も出ておる中で、これはまあ任意ですから、強制じゃないですから、それはいいんですが、このようなときに、任意でされた場合に、副作用等々が出た場合はどのような処置をなされるのか、どのような責任をとられるのか、その辺はどのようにになりますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

ちょっと今、手元に資料を持ちませんが、たしか医療機関のほうで、そういったものがあったかというふうに記憶をしております。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

私も、済みません、はっきりはあれなんですけど、まず、副作用が発生したら、医療機関に来ていただいて、副作用の報告書をつくりまして、それをメーカーのほうに報告をします。国の補助制度がありますので、そこからの補助というふうにつながっていくと理解しています。以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、これは子供のインフルエンザワクチンというふうな報告をいただいたんですが、町内の子供たちが総数何人おって、今、昨年でもわかれば、何名ぐらいがインフルエンザを打ったのか、それで、副作用等々の報告はないのか、その辺までお尋ねいたします。

数を今、調べろというても大変だと思うので、後でよろしゅうございますので、課長、この本も後で貸しますんで、読んでってください。

○議長（末次利男君）

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに再開いたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

予算書の172ページのところでちょっとお尋ねなんですけど、行政職の給料分別表のところで非常にわかりにくいと言ったらおかしかばってん、1級、2級、3級、4級、5級、6級とあつとばってん、きょう係長さんたちも後ろのほうに4人来てもらうとつとばってん、4級のところで相当困難な業務を分掌する参事の職務とか、相当困難なというふうにして給料の明細がずっと一人一人違つとばってん、その中で、その下のページに技能労務職、車の運転手さんて書いてあつとばってんが、それも含めてですけど、最後のところに特殊勤務手当のところがないというふうになっておつとですよね。それで、これ昨年町としては200年の森とかそういう部分をするに当たって、結局これは特殊な分類といいますか、そういう職務の人とかそういうのを入れるあれないもんか、まずは、その困難な職務とか、どこまでが課長職なのか、係長職なのか、主査なのか、そこら辺の線引きがちょっとわから

んもんやっけん、そこら辺をちょっと教えてもらいたいと思うんですけど。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この行政職給料表級別職務分類表と技能労務職給料表級別職務分類表ということで、まずこの2つで、例えば課長ならどこまで行けますよと。それから、係長になったらどこまで行けますよというのをきちっと明確に示すということがこの表の一つの大きな目的なんですけど、ただ、今、議員がおっしゃるとおり、相当困難なとか、そういうのが頭につきますが、これはある意味、運用といたしますか、きちっとここまで来たらこういうふうになるというものはなくて、その課長さんたちの経験年数とか、そういうので例えば、4級では課長はいないんですよ。5級と6級にしか課長はおりません。課長になったら5級に行くんですよ。その6級に行くのはじゃどうやっていくかという、それはそのときの判断で6級にここまでやろうと、この方はやろうとか、そういうふうにある程度の目安をこの職務職階のほうで分類表で定めておると。だから、係長だったら絶対5級、6級には行けない、そういう形になっておりますし、普通の一般の職員は、主査にならなければ3級には行けないと、そういう形になっております。

それから、先ほどの特殊勤務手当ですかね。特殊勤務手当の話になりますと、ちょっとそれは条例のほうできちんと、こういうものにはそういう特殊勤務手当をやりますというようなことを決めないと支給できません。その特殊勤務手当がじゃ本当に特殊勤務手当かどうかというのを客観的に見て、これはその配置に属されたところの職員については特殊勤務手当というのを設けてやって、それをしてやらんとやってられないような状況であるということ判断すれば、まず議会とか等に諮ってこういう特殊勤務手当を出したいと思いたいということで、その賛同を得てから出すという形にしかならないということで御理解いただきたいと思えます。

○8番（川下武則君）

私が、これ学校のことなんですけど、一応学校の教頭先生に上がるとには教頭先生の試験、校長に上がるとには校長先生の試験という一つの規定があるというふうに聞いておって、役場の職員さんに対しては何を規定して、ここに困難なとか何とかいろいろ書いてあるばってん、誰がそれを困難だと判断するもんか、誰がこの人は特技があるとか判断するもんか、それとか、さっき最後の特殊勤務にしても一緒ばってんが、幾ら町長が200年の森をつくると言ったって、はっきり言うて200年の先まで町長が生きているわけじゃなかじやなかですか。その中で誰か1人、ああ、この人にやったらこの200年の森にしても、太良町の森林にしても、この人にさえ聞けばある程度のことはわかるんだという人が今、農林水産課の方にも、私もこの前もちょっと現地視察したときも聞いたとばってんが、ほとんどの方がそこまで把握してないといえますか、今回も一緒ばってんが、町長が提案してこうして200年の森

を一応創設するという事は皆さんわかってとっぼってんが、そしたらそれを誰が最後まで見て、誰がどういうふうな引き継ぎをしながらずっとやっていくんだというそういう明確な部分も全然見えないといいますか、せっかくつくった、まあ、つくったと言うたらおかしかんですけど、せっかくあるものを持続していくためにはやっぱりそういう部分も必要じゃないかなというふうに思っています。

これは私が要らん心配かもしれんばってんが、結局今のような状態でやっていったら、仮にまた農林水産課の課長が定年でやめた後に誰かがなったときにそれを引き継いだときに、どこまで伐採をしているんだ、どこまで主伐なんだ、どこまで何本残っているんだというのを聞かれたときに的確に答える人が何人農林水産のほうで残ってくれるかなという不安を抱いているといいますか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、最初におっしゃった教頭先生とか校長先生が試験でちゃんと合格されて、あるところにつくという件で、うちの役場にそれを置き直した場合に、例えば、係長になるにも課長になるにも別に試験等はございません。これはひとえに町長の人事権によって決まっていくということに集約されるということになります。その場合でもいろんな考え方がその時々の方の首長であると思いますが、やっぱりそのときもこの人を係長にしましょう、この人を課長にしましょうというときに町長のやっぱりそこに見事に判断が働いておると。その人物を見て昇格をさせると、そういう役職につけるといふ、試験はないですが、そういうことが働いているということでございます。町長の判断です。

あと200年の森等について誰が後きちんと引き継いでいけるかということにつきましては、やっぱり異動とその仕事の引き継ぎとの兼ね合いだと思うんですけども、だから、そういう200年後まで職員もちろん生きておりませんので、そういう場合はきちんと文書化して、やり方なり計画なりその内容なりを引き継いでいくということが我々の公務員としての使命であって、後々の方が見てもそれを理解して課長も係長もその職務を遂行していくという、まさにその引き継ぎにかかっているということで御理解をいただきたいと思っております。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

200年の森づくりについては、200年の森づくり委員会というのを設置いたしております。計画に基づいて、10年後はこれだけ間伐をしますよ、20年後はこれだけ整備をしていきますよというような計画に基づいてあそこの山林を管理していきます。そういうことをちゃんと後世に引き継ぐために委員会の下のほうに町、森林組合、それから林業の関係団体、それから県も含めて幹事会というのがございます。そこで随時今後も検討していきながら継続性を持って200年の森づくりの事業を進めていくということになっております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

主要一覧6ページのページで115、連番38、この事業、佐賀県環境税事業ということで、ここは、予算額はこの1事業の総額で予算が上がっているんですが、これは大体この事業そのものの総額がこれだけしかないのか、それともこれは申し込み、ほかにはここだけを対象につくられた事業なのか、ちょっとそこのところをお尋ねします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

この事業については、地区指定というような制度になっております。実施地区を高野地区というようなことで、高野のため池の上流のほう、谷がございますが、そちらのほうを指定して、この地区だけの事業ということでこの640万円の事業を充てております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これがこの事業の太良町に配分される総額ということですか。それとも、もう少し太良町には配分、余裕がもう1カ所でも申し込みをしたらそれでも予算はもらえますという事業なのか、そこら辺のところをちょっと確認したいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

これは計画に基づいて実施をしておりますが、高野地区の個人有林7人の方から協定書を提出していただいております。この7名の方の個人の私有林について間伐等の整備をしていくと。面積については6.3ヘクタールということになっております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、その申し込みの方法がほかに該当、たまたま該当しなかったかしれませんが、高野地区の人がその申し込みの仕方とか7人の人たちがその人たちだけ知っとらすということはないはずやっけん、それはどういう指導をされて高野地区がそういうふうにあるけん申し込みしゅうかと。よその地区は全然知られないわけですか、どうですか、そこら辺は。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多分、森林組合の組合員さん等を通じてこの地区を指定されていると思います。ですから、太良町内において例えば、糸岐地区で10ヘクタール以上とか地区の指定を申請していただければ、この事業にのるかと考えております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

先ほど来、アワビ養殖のことで議論をされておりましたけど、この予算書には載っており

ませんが、ガザミの養殖についてお尋ねをいたします。

当然、補正で減額になっておりましたので、新年度の予算は入らないと思いますけど、現状はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

昨年の秋口ですか、軟甲ガザミが不漁ということで蓄養をするカニがいないというようなことで、漁協から蓄養試験の休止届というようなことで、町、あるいは県のほうに提出がなされております。そういうことで、26年度予算については補正減をしております。27年度予算についても、何も漁協のほうから申請とかなんとかお話がなかったので、町のほうからちょっとお尋ねをしたところ、一応27年度についても休止というようなお話でございます。今後はどうされるのかということですが、県と漁協本所含めて補助事業で予算が入っておりますので、事業の用途変更等について検討をされているというような状況でございます。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

せっかく漁業者が潤うように、または観光協会が潤うようにということで町長もえさ代とかガザミ代とか補助をしてもらったと思いますけど、あとの漁場、どうするかという問題は、これは漁連がすることであって、町が関与することではないと思うんですけど、そこら辺、町長どんな考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

これは今、議員おっしゃるとおりに、単協の漁業協同組合じゃなくして本部の佐賀県漁連との契約でございまして、地元の単協の皆さんたちがなかなか手を挙げないと。今度大浦の組合長さんもおかわりになって考え方がどうなるかわかりませんが、今の時点では27年度を見送るというようなところですよ。

本当は私の考えとしては、やっぱり太良町においでになる観光客はほとんどカニの賞味客ですよ。だから、おいでになってカニがいないということは、これはもってのほかですもんね。信用丸つぶれですよ。だから、できるだけこれは続けてもらいたいというふうに思っておりますけれども、用途変更等々の話も今課長が申しあげましたけれども、とりあえずは今の継続で私の要望としてはやっていきたいなというふうに思っておりますから、今後、皆さんたち新組合長等々も話をしてできるだけ、当然これは佐賀県の漁連も入れますけど、単協だけの話ではだめですから、しばらく前向きにもっと継続してもらいたいような対策をお願いしたいというふうに思います。

○6番（平古場公子君）

今、カニが10反たぐって3匹やったとか、カニがいないんですね。ですから、カニ網も当然何日か一遍に出ておられますけど、メインの投げ網もコノシロも入らないということで、今、夫婦そろってニンジン引きとか、タマネギとか、そういったところに働いて生計を立て

ているという現状なんですね。ですから、大浦支所単独で何かしたいという要望があったら、町長、受けてもらえますか。

○町長（岩島正昭君）

これは県のほうに区画漁業権ということでカニの蓄養という形で申請をしておりますから、目的外となればまた区画漁業権の検討委員会で協議をしていただいて、県の許可があれば変更という形になります。だから、単協と町との打ち合わせでそうやりますということではできません。原本に返って県庁のほうに変更を出さなきゃいかんというふうに思っておりますが。

○11番（坂口久信君）

主要一覧表の5のごみ運搬収集というようなことに対して、これは少し関連というといかんとですけれども、分別収集が何か法が変わって余計に分別収集の項目あたりが変わっているのか、我々ちょっとわからんもんですから、細部にわたって分別収集がなされているのか、その辺について、そしてまた収集場所の表示あたりが取れてなくなっているとかなんとか、前ちようどぐるぐる回っていらっしゃいましたら聞きましたけれども、そういう収集場所の整備あたりはどのようになっているのか、その辺について。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

最近において分別の区分が新たにまた細分化されたというふうなことはございません。よその町で何らかの工夫をされていることが、そういうことをお聞きになったのではないかとこのように思います。当町では行っておりません。

それから、ごみ箱等々については、地区からの要望に応じまして、それらの看板等、あるいはごみ箱の老朽化に伴う更新等を行っているところでございます。

○11番（坂口久信君）

これ一番私ちょっと余り詳しくなかとですけれども、10年ばかり前に新しく分別収集の規定、何項目か知りませんが、そういう規定がなったのか、町民の皆さんが十分この辺についてわかっておられるのか、非常に分別収集のわかりにくい部分があったりなんかして、太良町は確かに優秀な分別をされているというふうなことは聞いておりますけれども、まだまだ分別の種類分けですか、その辺が非常にわかってないというようなことも聞きました。

そしてまた、今、例えば、ペットボトルの再利用あたりも、汚れておれば中身をきれいに洗って収集すれば再利用可能というようなことで、Aランクか何か知らんばってんそういうのをもうろて、それは再利用と。あと汚れた部分については焼却せんばいかんというようなことの話聞いておりますけれども、せっかく各地区あたりにそういう説明をすれば、きれいにして再利用できるような分別収集ができるんじゃないかなと思うとですけれども、その辺の再度収集について皆さん各地区にわかりやすい分別の収集、そしてまた再利用可能とか不可能とか、その辺の部分について担当課あたりは言ってもらえば、結構地区の人がわから

ないでいるような状況をちょっと耳にしましたから、その辺について啓蒙をしていただければと思いますけれども。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりに当然、今後もそれらの分別のやり方等についての啓蒙は図っていく所存でございます。

それから、ごみ箱等にも分別の方法なり収集日等の情報等は看板として載せているところでございます。

○11番（坂口久信君）

そういう収集の表示あたりが薄くなったりなんかした部分については常時皆さん行ってみればわかるはずですから、そういうのは早目に新しいものに変えていただければと思います。

ここに関係ないかわかりませんが、それは議長がやめろと言われればやめますけれども、野犬の問題ですね。野犬あたりが大分ふえているような状況を聞いたりなんかします。三里地区のあの辺にちょっといたり、野犬がおって非常にほえて頭数もどんどんふえよるといような状況ですので、その辺の駆除あたりはどのようにされておるのか。そして、そういう要望があればどういう対処をされるのかです。そして、年間どのくらいのそういう野犬にしろ、いろんな問題にしろ、その辺の部分の駆除あたりができておるのか、わかれば。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

議員が今おっしゃった山間部の野犬対策についても地元のほうから御要望、連絡等をいただきまして、わなを仕掛けて、箱わなですね。わなを仕掛けて駆除をするような形で対応をしているところでございます。そういう事象が生じた場合は、各地区から御要望いただければ我々のほうで対応をするという仕組みをつくっております。

それから、野犬の最近の捕獲数ですけれども、25年度においては22匹、24年度においても30匹、だんだん最近は以前と比べれば減ってはきております。そういう状況でございます。

○2番（江口孝二君）

予算書の64ページの工事請負費のケーブルテレビ施設整備事業の内容をお尋ねします。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

この工事請負費、ケーブルテレビ施設整備事業の内容につきましては、まずケーブルテレビ施設移設工事、九電柱とかの移設に伴うケーブルの移設工事に、これは見込みですけれども、10万円掛け8カ所の80万円、それとケーブルテレビ移設伝送路改修工事、これに337万円を計上しております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

ケーブルテレビの施設は町のものと同軸ケーブルテレビさんのものがあると思います。それで、財産目録を見てみますと、ケーブル1で数量が上がっています。でも、そのケーブルの中には町単独所有の電柱とか、もちろん同軸ケーブルとかがあると思いますけど、それには多分耐用年数があると思うんですよね。だから、設置されて10年以上の経過が過ぎていると思います。だから、そこら辺の工事も含んでいるのかどうかということを確認したかったですけど、ちなみに今、電柱、私が思う固定資産ですね。本来計上されにやいかんと思いますけど、電柱とか財産ですので、その分の耐用年数等はどのようになっていますか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

まず、光ファイバーケーブルにつきましては、法定耐用年数は10年とされておりますけれども、2012年に総務省より資料として通知がっておりますけれども、それによりますと、経済的耐用年数ということで15年から20年ということが示されております。同軸ケーブルにつきましては、法定耐用年数は13年ということになっております。所有しております自営柱につきましては、業者のほうに確認しましたところ、これも15年から20年ということを確認しております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

私が把握している耐用年数と大体一緒だと思いますけど、それでいけば13年、ケーブルについてはですね。電柱は多分25年ぐらいいはもてると思いますけど、今、経過年数はそれになっておりますので、その辺の事故等がないように計画的にパトロール等とかなんとか、支障竹木伐採ももちろんあると思いますので、そこら辺のパトロールとかなんとかは実施されている計画はありませんか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

このケーブルテレビ施設におきまして、施工されております業者のほうに一部メンテナンスというか、そういった感じをお願いをしておりますところでございますが、今後、議員おっしゃるとおり耐用年数が近づいてきておりますので、点検の形での方法をとって今後ちょっと検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

これ財政課長にお願いだと思いますけど、先ほど私が言いましたように、ケーブルテレビ式で上がっていますよね。その中にやっぱり固定資産と、私は固定資産という言い方をしますが、電柱とかケーブルとかは個々に数量等も上げてもらうとかんと、なぜ私がそれを言

うかという、たらふく館の火事の際に、電柱がだめになるけんていうことを私は言われたんですよね。どこかと言ったら、その電柱は私たちが使う先方柱ですよね。所有者の所有になるわけですよ。だから、これは町の財産たいという言い方を私はしたですよね。真正面に言うた本人さんはおらすばってんですね。だから、そういうことも受け渡しをするときに当然入っておかにかんて思うとですよ。だから、ましてケーブルテレビについては、どこまでが区分けか私たちもわからないし、電柱が何本あって、光ケーブルが、同軸ケーブルが幾らという数量は最低限表示すべきだと思うとですよ。だから、そこら辺を考慮してその一式の中に、もちろん電柱に対しては敷地料かれこれを個人さんに払っておられると思いますので、すぐ数量はわかると思いますから、そこら辺はどうですか、記載することはできますか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、決算書については一式ということで上げております。これは整備したときに備品購入ということではなくて、委託料とか工事請負費で多分執行しているためにこういった載せ方になっていると思いますが、議員御指摘のとおりでありますので、担当のほうにあります台帳等をちょっとまた調査して、載せられるような形で検討したいと思えます。

○議長（末次利男君）

ほかにありませんか。

○6番（平古場公子君）

誕生祝金のことで一般質問もさせていただきましたけど、きのう町長のお話で、予定が4月の初めやったけど、早く産まれて3月31日に産まれたということをお話されましたけど、逆に3月20日が予定やったけど、3月31日に産まれたということになれば該当しないんでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

私がこの前申し上げたのは、4月1日から新年度からそういうふうな手当をやりましょうということだったもんだから、結局、医師の診断等で出産予定日というのがありますから、その基準にいきたいというふうに思っておりますから、3月20日が3月30日はちょっと対象外じゃないかなというふうに思っております。

○6番（平古場公子君）

今、病院の先生も厳しゅうしんさつですよ。余裕がないんですね。ちょっと調べられたときに困るから、1日でもできないということを病院の先生は言われます。

健康増進課長にお尋ねしますけど、双子の場合は1子、2子としてされるんですかね。

○町長（岩島正昭君）

済みません。双子の場合は結局1子、2子になりますから、10万円と15万円、25万円という形になりますね。

○6番（平古場公子君）

そしたら、双子の場合は出産一時金は同じですか、42万円ですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

1子につき42万円ですので、2子の場合は84万円ですかね。（「双子の場合は」と呼ぶ者あり）その倍になります。

○10番（久保繁幸君）

ちょっと予算書の予算案等々は、一般会計当初予算等々は出尽くしたと思うんですが、町長に1つお願いがあって最後に言わせていただきますが、報道の方法、この3月議会が始まる前に新聞等々で今回の審議予算案等々の子育てとか結婚祝いとか誕生祝いとか、そういうのは皆さんも出てしまったですよ。その中で、私たちは事業そのものには反対することじゃないんですが、その議論した後に我々は認めたいというふうに思いますし、このように先々に出させていただくと、我々議員は追認をしろというような感じに受けます。それで、やはりこれ佐賀新聞が一番早く3月2日に出したんですが、その次には朝日新聞が3月4日でしたかね。3月4日は議会初日が終わった後だったので、それはわかりますが、我々もまだ内容は知らないのに、3月2日のほうに佐賀新聞等々に出ておりましたので、その辺は議案提案がある前にちょっとその中身が出たら我々は反対するわけにいきませんし、ただ追認は、事業そのものについては議論をした後で賛成、反対はすると思うんですが、その辺の方法は議論あってからのこのような公表をしていただければと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

私も確かにこれはちょっと早過ぎたなというのは、議会招集後であれば提案理由で説明しますから、だから一応佐賀新聞のほうにはそういうふうな苦情といいますか、一言は言っております。ちょっと1日か2日は早かったなということで、今後はそういうことはしないで、招集後に提案理由の説明後にやってくれというようなことを確認をいたしているところでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○2番（江口孝二君）

予算書の今年度と前年度を比べますと節のところの区分があっち行ったりこっち行ったりしとっですもんね。皆さん見られたからわかると思いますけど、例えば、150ページの中学校費なんかの分は学校管理費から教育振興費等に変更しております。ここ幾らか見らるっとですよ。そこら辺は何か理由があるのか。今後もこういうことがあるのか、お尋ねします。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

予算のつくり方につきましては、地方自治法施行令とか施行規則によって款項目節とか定められております。福祉関係のほうは、ちょっと事業の内容で県の統廃合が何かいろいろあったというふうに聞いております。そのために目の組み替えを行ったりしているというふうに聞いております。

それと、学校教育課のほうは、卒業祝金の件だと思いますが、目のほうをちょっと27年度の予算編成のときに検討したらやっぱりこっちのほうが適正ではないかということで今回変えておるといふふうに聞いております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

課長が具体的に言われれば、あいもこいもと言わんばいかんですたい。そが言われたら九州・全国大会出場補助金、これも違うですもんね。手前にもあつとですよ。だから、今後またこういうことがあるのか。私たちはやっぱり前年度とかその前のとかを参考にしながら予算書をもらったら見ますので、そこら辺はちょっと、それは勝手やろうだいと言われればそれまでですけど、探すときにやっぱり出てきますので、そこら辺は今後変わる要素があるのかどうかだけお尋ねします。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

担当課のほうでそれぞれ予算要求があるわけですけど、ちょっと予算要求があった時点でそれはもう絶対変えなければならぬということではなければ、そのままの予算科目で予算を計上していくようにしたいと思います。絶対これが今後ないということではちょっと私のほうではわかりません。

○2番（江口孝二君）

そしたら、お願いになると思いますけど、もし親切にこがんと予算資料とかなんとかにもページ数をずっとつけてもろうとっですよ、資料とかなんとかは。そういう感じでもし変わるとがあったらこれに限らずほかにも変更がありますので、それも別紙で、これはこれになっていますということをしてできればお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

変更になった分については別紙資料ということで、それは提出できますので、そういうふうにしたいと思います。

○議長（末次利男君）

それでは、審議も十分尽くされましたので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第24号 平成27年度太良町一般会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第25号

○議長（末次利男君）

日程第2. 議案第25号 平成27年度太良町山林特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

主要事業一覧表の12ページ、連番80、多良岳200年の森整備事業ということで上がっておりますけれど、昨年の10月式典を行いまして、太良町は樹齢200年を目指す森をつくっていくということで、そういう全国的にも珍しい取り組みに今挑戦していることだと思いますけれど、そのときに200年の森というのをつくるということを式典等でマスコミ新聞紙上とかで出ました。そういった200年の森に対して反応といいますか、森林関係の団体からどういった反応があったとか、一般の人から反応があったとか、自治体からあったとか、そういった反応はあったでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多良岳200年の森の式典の後に午後から記念講演をしていただきました。そこに参加をしていただいた主に林業関係者の方、行政機関の方、皆さんすばらしい取り組みであるというようなことで感想を述べられております。

それから、佐賀市から家族連れで平日ですが、多良岳200年の森についてテレビ、新聞等で見ましたと。ぜひそこに行きたいんだけど、どうしても行けません。行く方法を教えてくださいというようなお話がございましたので、じゃ、私がちょっと時間がありますので、今から案内しますというようなことで現地まで案内をいたしております。現地を見られて、お父さんのほうは、何か民生委員さんを佐賀市でされているという話でしたが、これ物すごくいいところですねというようなことで、民生委員会とか、そういう町内会の方とか、子供会等々をここまで連れてきて森林浴でもしようかなというお話をいただいて、お礼状までいただいたところです。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

わかりました。

いろいろな各方面から反応があるということですね。これから長い間、最低でも150年ぐらいは樹齢200年になるためにはかかるかと思えますけれど、今言われているようにあそこのエリアをその森としてだけじゃなくて、もしよろしければ、これからまず対外的に観光事業とまた連携したような、今言われた佐賀市から来てもらいましたという話がありましたけれど、そういった方々にも楽しんで森のよさを知ってもらえるようなそういった環境整備も必要かなと思っております。近々にはまだそういうことはできないかもしれませんが、将来的にそういう計画があるかどうか、いかがでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

何分にもあそこは標高550メートルぐらいで結構山奥になっておりますので、なかなか普通の人が行けないと。気のきいている方はグーグル等を見てちゃんと現地まで行かれる方もいらっしゃると思います。上司のほうからは、わかりやすいように案内板を設置するように指示を受けております。横断林道初め国道とのアクセスをする町道等について指示を受けておりますので、今後、案内板等の設置をして、そこに行きやすいようなことで取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

わかりました。

対外的にはそういったことで環境整備をしてもらいたいと思っておりますけれど、対内的ですね、町内の皆様に対しても太良町がこういった200年の森を育てていくということを周知啓蒙するといいますか、も大切だと思っております。例えばの話ですけれど、小学校、中学校の皆さんにそういったところに現地に行ってもらって、そこでいろいろなレクチャーをして森の大切さをわかってもらうというようなことも私は必要かなという気はしております。そういったことに対して町としてどういうお考えなのか、よければ教育長どうですか、そういった考えございますでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

農林課からかお手伝いをいただきまして植林の大切さ等を現地に行って学習しておりますので、そういう機会をとらえてお願いをして子どもたちにも啓蒙を図っていきたいと思います。

○7番（牟田則雄君）

山林の9ページで、ちょっとこれは補正のところでもお伺いしたと思うんですが、ここはえらい少な目に予算が上がっているんですが、まずちょっとちなみに、26年度決算がありませんのでそれはわかりませんが、25年で上の間伐材のほうは決算で518万8,000円と下の主伐立木売払収入、こっちのほうは2,342万541円の決算でこれだけの売り上げがあっているわけ

ですよ。そこに1,389万円しか予算を組んでおらん。それから、26年度の予算でもここは2,232万円予算を組んで、26年度の決算は幾らになるのか今のところわかりませんが、その実績からずっと年々いきますと、この主伐の立木売却収入が1,389万円の予算というのはちょっと少な過ぎるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

平成27年度に主伐を予定している実施面積が3.92ヘクタールでございます。素材の材積が1,341立米でございます。そういうことで、収入見込み額をちょっと試算してこういう1,389万円というような当初予算の提案をいたしているところでございます。

○7番（牟田則雄君）

25年度の決算でいきますと、費用が1,893万1,000円かけて、収入は2,860万円、山林は金にならんとかなんとか言いながらも、決算としてはそういう決算になっているわけですね。そこは私の数字が違いますか、私は決算書を見てここに書きつけておっとぼってん。それなら、やっぱりせつかくそういうふうにして上がる、しかも広範囲でずっと年々たくさんしなければ間に合わないような山を保有しているわけですので、減らすというのはちょっと、そこら辺の考え方自体をちょっとお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

主伐については、場所、それから面積等々協議をして決定をいたしております。26年度は約6ヘクタールぐらいの面積でございました。今回が3.92ヘクタールというようなことでございます。年度によって主伐の立木売却収入がかなり増減をいたしております。というのは、素材のよしあしと申しますか、真っすぐな木が多いときには高く売れますが、そうでない木が多い場合には実際の素材として販売できる量が減ってきますので、結構増減をいたしております。一例言いますと、25年度は主伐収入から主伐の事業の委託料、いわゆる歳出を引いた町に入る純利益が25年度で約630万円でございます。平成24年度では240万円、平成23年度では190万円、そのように増減が結構激しいですので、予算についてもこういう状況になっているところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

今、説明を聞いているとずっと年々増加傾向にあるという、数字からいけばですよ。それともう1つ大事な雇用関連もこれには関連してくるはずですので、余り材価の上下によって作業量、ちょっといけば数量を減らすというともですね、そこら辺の関連づけで我々もこの山林のことについては、やっぱり大事な雇用の機会を得るためにもこれはぜひ必要という部分も含めて前回も賛成したわけですので、そこら辺は全く材価だけでそういう計画をこれは

立てられておっとうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

基本的には、以前にもお答えしたと思いますが、目安としては6ヘクタールぐらいを主伐の面積というようなことで探しております。平成27年度の対象地域、宇一ノ瀬、それから大平、安永というところですが、その町の町有林の面積が6.21ヘクタールございました、対象面積が、立木調査等をちょっと行いましたところ、例によって余り状態がよくないのがありますので、同じ林班内でもこれぐらいをしましよつかいいうことで、最終的に実施面積というようなことで3.92ヘクタールに落ちついたところがございます。今後もしよれば状態のいい山を探して面積的には6ヘクタールを守って、先ほど来、牟田議員おっしゃるとおり、雇用の場にもつながりますので進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

この特別会計のほうを見ておったら、収支もみんな一緒なんですけど、6,300万円という予算が出ておっとうばってんが、ことし町長も定住促進を図るということで住宅を、ことしできるかどうかわからないんですけど、基本的に太良町の材を使って太良町材一式というわけにはいかんやろばってんが、なるべくせつかくこうやって、私が議員して今8年余りたっとうばってんが、ほとんど利益が出ないといひますか、ただ雇用の場として貢献はしよつかもしらんばってんが、ほとんど町民さんに還元できる材の収入といひますか、そういう部分が見当たらんもんやっけん、この際もしあれやったら定住促進も含めて太良町のヒノキ材とか杉をいっぱい使っていい家をつくるといひますか、定住、若い人たちに提供するといひますか、そういう部分に生かせたらと思っんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

実際のところ市場から買っ材木のほうか、実際、町有林を伐採して加工まで入れると加工賃が大分高つくりますので、それだけ材価が安い市場の木材のほうか価格的には有利でございます。そういうことでなかなか町有林を、金に糸目をつけなくていいよというお話の上であれば町有林を使えるんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

私が言っているのは、せつかくこうやって町有林をいっぱいある中で何とか太良町に住む人たちに幾らかでもどっちにしても還元をしたいというそういうふうな部分も含めてですけど、ほとんど毎年毎年私も決算書を見よばってんが、これだけ利益があつてよかつたねということがほとんど、幾ら材木の低下だ何だかんだいっただ、幾らブランドをつくるんだ何だかんだいっただ、私たちも熊本の材木とかあつちこつちに視察に行つても、そんなに決

算書の中に特別会計の中に利益として上がってきよらんといいですか、その部分を何とかやっぱりどうしても少しでも町民に還元ができるそういうふうな考えを持ってやっていかんばいかんちやなかかなと思うやっけん、これは私も前も町長にもお願いをしたごと、定住促進のときに床柱ぐらい寄附したりとか、いろいろ贈呈したりとかという話もしたとばってん、そういう部分も含めてやっぱり太良町に貢献できる山といいですか、もちろん災害も含めていろんな部分ばってんが、全般にわたってそういうことができれば、町民の方も幾らこれで利益が出よらんでもいいんじゃないかというふうな思いに立つんじゃないかなと思うんですけど、町長、そこら辺いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

以前これは太良病院の敷地内に医師住宅というのがありますけど、あそこ6棟ですか、あそこで町有林を伐採して製材をして建てたわけですけども、金が足りなくて1,000万円人件費の補正をやったという経緯があるんですよ。だから、そこら辺の経緯もありますし、幾らなりとも私の考えとしては定住促進住宅に使いたいなと思っております。というのは、4面無節については市場に出荷、1面無節、いわゆる3面節のあったらもう壁に埋め込みますから、そういうふうな柱をできるだけ利用して安い価格で材木等については建設できないかなというふうなことを今考えておるところでございます。

あと恐らく町有林等々そういうふうな使う場合は、今、課長申しましたとおりに材価で製品を買ったほうが安うはつくとですね。ただ、ヒダとかああいうふうな杉の木は早太りしておりますから、どうしても太良町の木に比べれば早太りして恐らくひび等々が入ると思うんですよ。地元の木については高い山に植わっておりますから、ある程度は年輪も締まっておりますから、そこら付近もあると思いますけれども、余り出しが大きくなればまたそこんたいも検討したいと思います。できるだけ私の考えはそういうふうなことで幾らなりとも地元産を使いたいなというのは頭に思っているところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第25号 平成27年度太良町山林特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第26号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第26号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

後期の13ページの一番下のほうのはり灸負担金は、ここで320万円、それから、国保のほうで231万5,000円、これは取り扱いとしては両方とも同じでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

基本的な取り扱いは一緒でございます。後期高齢者医療制度の被保険者が後期高齢の特別会計分で、国保の被保険者が国保の特別会計分になります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

ちなみに、そして去年の実績で後期高齢者の利用者と国保の利用者、大体何人ぐらいになっていますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

まず、後期高齢者の分ですけれども、25年度が296万9,700円でございます。次に、国民健康保険の分が25年度が200万2,900円となっております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今のとに対して社会保険というかな、そういう人たちの対応というのはどがんっておる。これは取り扱いされるとかな。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今現在では後期高齢になるまでの74歳までの方については、国保の被保険者のみをはりきゅう助成で国保のほうで運営をしております。国保以外の医療保険に加入されている方については、特に助成は今のところはございませんけれども、県内調べてみましたら、幾つかの市町では全町民を対象にしたそういった事業もやっておられるところもございますので、そうなった場合、一般会計のほうでの予算になるかと思えますけれども、今後の検討ということで現在調査をしているところでございます。

○11番（坂口久信君）

やはり町民公平といえ、そういう方も今後対象にしていただければいいんじゃないかなと。検討しようということですので、いずれそうなるとは思いますが、やはりそれなりに町民公平を保つように考えていただければと思います。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、現在調査中でございますので、検討していきたいと思えます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第26号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第27号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第27号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○1番（田川 浩君）

主要事業一覧表の12ページ、一番下、連番82、国保の特定健診の事業のところですが、本年度1,400万円ほど上がっておりますけれども、昨年度の実績でよろしいので、

そこに書いてありますように、検診を受けた後に保健指導を受ける方がいらっしゃると思いますが、検診を受けた総数と、その指導が必要だと認められた数ですね、それはどういふふうになっているのでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

昨年度の数値ということでございますけれども、今年度の数値が集計できておりますので、その数字を申し上げます。現在のところ1,080人の方が特定健診を受けてもらっております。その中で、動機づけの支援の対象となられた方が93名いらっしゃいます。そのうち79名の方が受診をされております。

それともう1つ、積極的支援というものがございますけれども、この対象者が57名いらっしゃいます。そのうち20名の方が継続で受診をされている状況でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

今、積極的支援を57名のうち、実際に20名が受けられていると。また、その手前ですかね、支援が必要だという人が93名のうち、79名が受けられていると。これ本当は93名なら93名全部、57名なら57名全部が指導を受けられたほうが一番ベストだと思うんですけども、特に積極的支援の57名のうち、20名しか受けられていないということなんですけど、この要因としてはどういうことが考えられますでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

積極的支援につきましては、約半年間継続した指導というふうな形になっております。先ほど20名継続中ということで申し上げましたけれども、それとは別に、初回のみで指導を受けられた方が13名いらっしゃいます。差し引きまして24名さんが全く受けられていないという形になっておりますけれども、日中での指導というふうな形になってまいりますので、どうしても仕事等の都合で受けられないという方もいらっしゃるようでございます。うちのほうとしましては、その方々には個別にぜひ受けてくださいといった形で電話等での指導等は今現在も行っている現状でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

やはり検診といいますのは受けただけでは改善されないものですので、そこら辺のフォローをしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

歳入の3番の一番上の国民健康保険税についてですが、私、ここに24年度の課税の所得の

状況ということで表を持っているんですが、これを見ますと、世帯総所得金額というところで、ゼロから33万円の家庭が33.7%、33万円から99万9,999円、それが20%で、この2つ、100万円以下で全体の54%を占めているという統計の表が手元にあるんですが、そしたら、これは200万円以下の所得が太良町の場合は8割を、これは24年だから、ことしに当てはまるとは限らんとするんですが、この階層で国民健康保険税はどういう割り当てになっていますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

ちょっと質問の趣旨がよく理解できんとはすけれども、一応基本的には新年度予算、当初予算を組む場合は、前年中、このときでいけば今年の10月、11月ごろの調定額をもとに試算いたしております。200万円以下の世帯と33万円の世帯の割合がどうかという、割合は、そういった試算のやり方はやっておりますので、ちょっとお答えしようがございません。

○7番（牟田則雄君）

簡単に言えば、30万円以下の所得の人にも税がかかっているのかどうか、そしたら、そのところを教えてください。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

国保税につきましては、一世帯当たりの世帯割と1人当たりの均等割と所得に対する所得割と3つで計算をいたしております。所得がない場合は所得割がゼロで、国保の世帯として33万円以下の方がお一人の世帯であれば、世帯割と1人当たりの均等割が課税されます。

ただ、低所得者に対しては配慮がございまして、33万円以下の方については、その金額の7割軽減で、3割の国保税という形になってまいります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、この間言うたごと、年金もちょっと一番少ない人はどうか知りませんが、満額掛けられた方で、60歳から取られた方は年間で53万円の年金の支払いがあるわけでしょう。33万円しか所得がない人に、今みたいに3割支払いで、それは能力的に実際可能ですかね。町長どうですか。

○町長（岩島正昭君）

それは従来から平均収入や家計が幾らかという牟田議員の質問がありましたとおり、家計によっては違いますけど、私の考えは、結局、年金世帯、田舎と大都会、東京等がおられますね。大都会の老夫婦の年金を、その中で家賃も払わにゃいかんということで、そこら付近はどういうふうな手当てがあるのかなというふうな、そこら辺は私は田舎と都会とを比べて、どういうふうな生活をなさっているんだなというふうなことを今思っておったところでござ

います。

この件については厳しいと思いますよ、やっぱり議員御質問のとおりに。そこを何とか皆さんたちがクリアして納めていただいているというふうな状況ですから、そこんたいの家庭の実態等々をもっと調べてみて、所得はないから、その人たちに減額とか云々じゃなくして、年金については、先ほどいろんな形で国保税については一般財源から繰り出しておりますから、社保と比べて、その人たちにある程度手厚くやった場合は、またもろもろのそこら辺並べ比べがありますから、そこら辺は今後の研究課題ということで御了承願いたいと思います。

○7番（牟田則雄君）

これが1人の総所得じゃなく、世帯の総所得で、しかも、24年時点で648世帯太良町にあるということが出ておるもんじゃけん、ちょっとこれを見てびっくりして、その人たちからも果たして幾ら国保税でもいただけるのかなということがありましたので、ちょっと質問してみました。

○町長（岩島正昭君）

その件については、太良町独自じゃなくして、よそもそういうふうな方がおいでになると思いますから、他の市町村等々を聞き取りいたしまして、優遇措置が他の市町村であっている場合には、うちも今後そういうふうなことで研究をしていきたいと思います。

○議長（末次利男君）

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第27号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第28号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第28号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

だんだん接続率のほうも減っているというようなあれを聞きます。今現在、接続率はどのような変化をしておりますか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えをいたします。

26年度、今のところの状況で89.4%、前年度末、25年度末で同じく89.4%、このくらいで今落ちついているところでございます。

○10番（久保繁幸君）

そんなら、幾らかずつは伸びているということですね。23年度あたりで88.3%、24年度で88.8%というようなことを聞いておりますが、幾らかずつは伸びておりますが、滞納の件で幾らかまだ問題が残っておったと思うんですが、その辺はどのような処理をなされたのか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

大口の滞納者が2件ほどございまして、それについては、前の議会あたりで坂口議員のほうからも同じような指摘をいただいておりますが、そのことについてどう対処していくかということについて、今研究をしておりますところでございます。対処方法についての考え方をまとめているところでございます。

○10番（久保繁幸君）

研究方法を考えているということなんですが、どのような研究で、研究方法はどのような方法があるのか、その辺がちょっとわかっておれば教えていただければ。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

同事業を行うものとして、あるいは滞納整理を進めるものとしてどうすることが一番正当であり妥当であるのか、その辺の判断づけというところでございます。

○8番（川下武則君）

施設の整備費で予算を1億円、全体的には2億円ぐらいかかるように書いてありますが、今の時期から、仮に4月、5月に発注したとしても、現場自体が、場所自体がノリの養殖などにかかわるもんやけんが、結局、8月いっぱい、遅くとも9月10日前後までには工事といえますか、施設をある程度完了せにゃいかんとはってん、そこら辺の工程的な部分はどのようにお考えですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

27年度の工事につきましては、予算額1億円の工事になってまいります、実際、国の交

付決定の通知が来るのが大体6月の初めになっております。ですから、結局はそれから始めるということになってまいります。そしてまた地元の方からお聞きするところ、今、議員言われたとおり、ノリ養殖関係で8月下旬ぐらいからはもう工事ができないと、3月いっぱいぐらいまでかかるんですかね。当然ことしにつきましては、ブロック製作を始めて、据えつけ工事につきましては、6月から8月までの間でという短期間ではできて、不可能だと思いますので、翌年度に繰り越すような形で据えつけ工事のほうは取り組むことになろうかと考えておるところでございます。

○8番（川下武則君）

近年、台風等も一緒なんですけど、二、三日前の低気圧も一緒ですけど、北海道のほうで瞬間風速が三十何メートルとか、普通の低気圧でさえ、地球の温暖化ということでそうやって叫ばれてきている中で、せっかくこうやって予算を組まれた施設の保護を考えたならば、少しでもいい方向に前向きに、どこから重点的にやったほうがいいとか、そういう部分をいろいろ思考しながらまたやっていければと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

作業の開始区間につきましては、今のところ考えておりますのが、港の入り口に近いほうの既設のブロック積みがございます。その部分から接続するような形で、順次北のほうに向かってですか、全体190メートルのうち、今年度が90メートル程度を計画しているところでございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第28号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第29号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第29号 平成27年度太良町簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

ことし予算に上げておられます3,000万円、これは多分昨年だったと思いますけど、議案調査の折に、伊福のほうに出向いて説明を受けた経緯がございますが、年次計画になっています。工区ごとに工区を分けての施工となっておったと、多分3工区かに分けてあった記憶がございます、5工区ですかね。この工区の進捗状態、今どこまでが年次計画の中で完成したのか、まずそこをお伺いします。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

伊福簡易水道の給水区域全体を今回5年計画で5つに分けて計画しております。26年度、本年度につきましては、あそこは伊福の遊園地がございますね。あの近辺から東のほうにずっと下って国道取りつけまで、川の右岸といいますか、南側のほう、その一帯を行ったところでございます。事業的には5分の1程度が完了するという形になってまいります。

○3番（所賀 廣君）

まだこの有収率に反映という点を調べるにはちょっと早いかもわかりませんが、そこまで一応完工予定どおりだと思いますが、完工した状況の中で、有収率に少しぐらいの変化が見られますか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

この改良工事そのものがある程度漏水が多いだろうという地区を重点に順番づけをしているつもりでございます。今年度の工事についてもその結果を大分期待しておりましたけれども、やはり思わしい結果はまだ出ていない状況です。当然、その工事が済んだ区間についてはもう漏水はないものと判断していいと思いますが、それに伴って別のところに行っているんだろうというふうに推測するところでございます。

○3番（所賀 廣君）

これは決算審査委員会あたりでも特に指摘されるところでして、この伊福地区がかなり有収率が悪いということで計画されたものだと思いますが、今の時点で大した効果が見られない、悪いところであろうという想定で、この工区を分けて年次計画に入られたと思いますが、今の課長の言葉を聞いていますと、果たしてこれを5年間でやってみて効果が出るのかなという期待感、反期待感に変わるわけですが、見通しとして、それと、漏水調査あたりもまだやっておられるかとは思いますが、見通し、かなり期待が持てそうですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

我々としましては、当然のごとく効果が出てくるものと。残念ながら初年度はその効果と

いうものを見出せるまでには至りませんでしたけれども、いつからという確約はここではお出しできませんが、改良の計画からいって、3年目以降、4年目程度には大きな効果が出てくるというふうに、期待ですけれども思っているところでございます。

○7番（牟田則雄君）

12ページの19番の簡易水道協会負担金とここにありますが、簡易水道協会というとはどこにあつて、そして太良はどのようなかかわりをしているのか、ちょっとお尋ねします。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

県内の簡易水道施設を有している、経営している市町が加入して協会として事業運営を行っているもので、事務局については県庁内でございます。

○7番（牟田則雄君）

それに対して太良町の簡易水道、あなたたち、そこにかかわっておられる方が、それはどうかかわり方をしているのか、ちょっとそここのところをお尋ねします。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

先ほどの負担金等を用いて、簡易水道協会としていろいろな研修会なり情報提供なり、そういうことを事業として行う。それに我々も参加しているというところでございます。

○7番（牟田則雄君）

ちなみに、それ年に何回ぐらいありますか。

○環境水道課長（藤木 修君）

何回とおっしゃる部分について申し上げますと、県の総会が1回、それから九州ブロックの総会が1回、それから全国の総会が1回、そして簡易水道協会ですべて独自に行われております研修会が1回、あと図書の貸し出し等の事業等も協会のほうで行っている、そのようなものでございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第29号 平成27年度太良町簡易水道特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第30号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第30号 平成27年度太良町水道事業会計予算についてを議題といたします。
質疑の方、ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

今ちょっとページを忘れましたが、この水道の13の委託料のところの上水道施設漏水調査業務委託料で188万8,000円上がっておりますが、ことは多分、これは漏水検査の機械を買われるように、ちょっと今どの場所やったか、予算が上がっているんですが、その機械を買われたら、これはなくなるのか、それとも、それとこれとは全く別物なのか、ちょっと説明をお願いします。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

漏水調査業務委託料と機械の購入費は別物でございます。

○7番（牟田則雄君）

余り小さな額じゃなかったと思うんですが、ここにある購入費85万円、85万円する機械を買うようになっているんですが、この水道の20のところにありますね。この機械では、ここへ上がっておる漏水調査業務には役に立たないということですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

漏水調査につきましても、我々職員が行う場合と、今回、業務委託して行う二通りがございます。我々が行う際に使う機械について、平成26年度に1台、故障して修理ができなかったものですから、今回、機械の購入費として計上させていただいたところでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、今度買われるものは簡易なものだけしか役に立たないということですね。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

決してそういうわけではございませんで、我々が持っている漏水調査用の機械も業者が使うものと同等的なものでございます。

○議長（末次利男君）

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第30号 平成27年度太良町水道事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第31号

○議長（末次利男君）

日程第8．議案第31号 平成27年度町立太良病院事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

予算書の14ページを見てみますと、医業外収益のところ補助金の欄ですね、一般会計からの補助金で1億3,146万9,000円というふうになっていると思いますが、これは全額が一般会計からの繰入金ということで考えてよろしいわけですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

この1億3,146万9,000円に関しては一般会計からの繰入金になります。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

財政課長にお伺いしたいと思いますが、繰入金、繰入金に関してですが、地方交付税の中に普通交付税と特別交付税というのがありまして、特別交付税が約2億円ほどあります。この2億円の運用の中に病院に対する1億3,000万円の繰出金が含まれているという考え方でよろしいわけでしょうか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

普通交付税の中に大体含まれているということでありまして。

○3番（所賀 廣君）

事務長ですよ、これ以前お尋ねしたときに、前年度の収支の実績に基づいて繰り出し基準による繰出金請求があるというふうに記憶をしていますが、まだ平成26年度が終わっている段階ではなくて、予算要求をするときには多分12月か1月の頭になるかわかりませんが、26

年度決算としてはまだ確定していない中で、一応暫定的に一般会計からの補助金、繰出金を1億3,146万9,000円想定されたという判断でよろしいですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ここに上がっている数値に関しては、総務省が提示している繰り入れ、繰り出し基準がありますけど、それにのっとって計算をした積み上げになります。所賀議員今言われた前年度の実績とかいうところですけど、それに関しては県の決算審査というものが病院のほう、県のほうに行って報告する義務がありますけど、そのときに、実際どのくらいの繰り入れをいただいているかとか、どういう状況であるかとかを報告しながら、実際そこが確実にこの繰り入れにつながっているというわけではなくて、そういうところを考えながら県も考えていきますよという話をいただいているというところで御理解いただければと思います。

○3番（所賀 廣君）

じゃ、もう1点お尋ねしたいと思いますが、今の14ページに絡むと思いますが、その他医業外収益484万9,000円が上がっております。

ちなみにですが、未収金対策、これ平成26年8月末現在での未納額となっておりますが、不納欠損を処理されたところもあります、415万3,967円の未収金がまだあります。今は少し減っているかもわかりませんが、26年8月末の決算ですので。この医業外収益の中に未収金の集金といいますか、何とか幾らかでも取っていかうかということ、そういった意味も含まれてこの484万9,000円という金額計上になっていきますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ここの医業外収益というのは、その次の15ページ、その他雑収益のところを見ていただければと思うんですが、テレビ使用料とか電話使用料、建物使用料、患者さんのおむつ代とか、そういったものを上げているところです。

今言われた未収金に関しては、その年度の分は年度の分にももちろん入れてはいますが、後から過年度分に関してはここの医業収益の未収金（「医業収益」と呼ぶ者あり）そうです。今のところに入っているものだと思います。

○3番（所賀 廣君）

その他雑収益、これ合計すると、今のところに入っているというのは、3番のその他医業外収益のところに入っているという。

○太良病院事務長（井田光寛君）

申しわけありません。訂正させてください。

医業収益の中の一番最後のその他医業収益、ページでいいますと14ページ、雑収益、光風荘診療嘱託料ほかとか書いてはいますが、そこに入ってくるような処理をしています。

○3番（所賀 廣君）

この雑収益、光風荘診療嘱託料ほか、じゃ、この402万8,000円のうちに、これくらいぐら
いはこの未収を取りたいなという、暫定的になるでしょう。その数字は描いておられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

はっきりとした数字目標ということは立てていないのが現状ですが、毎月毎月未収金の残
高を確認しながら、手紙の督促、電話の督促、そういうものをやりながら回収には努めてお
ります。

○7番（牟田則雄君）

病院の1ページの第2条のところですが、「業務の予定量は次のとおりとする」というと
ころが、入院患者数が25年の決算では1,774人という決算が出て、そして下の年間延べ外来
数は4万8,482人になっておりましたが、上の入院患者はふえるように見通して予算を立て
られているんですが、下の外来のほうが約3,000人ほど少なくなるという、これはどういう
見通しでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

この数字を出したのが昨年の10月時点での人数の予測であります。実際、今のところ昨年
よりは少しはいいのかなという状況で推移はしています。

○7番（牟田則雄君）

もう1つお尋ねします。

病院の5ページの一番下、居宅介護支援事業収益、これは先ほど江口議員からもほかのと
ころで出ていたんですが、去年までは多分ここの款のところは介護保険事業収益となって、
この居宅介護のところは項になっておった、ずっと年々そうやってきておったと思うんです
が、これを変更された理由は何でしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、昨年より公営企業の会計のやり方が変わったというところがまず1点。事業の細分
化をして収入、支出がわかりやすくしなさいということで、介護事業の中でも通所リハビリ
テーション事業ということで1つの事業として成り立っています。居宅介護支援も居宅介護
支援事業所という事業所を立てておりますので、そこを一つ一つがきちっと収支がわかるよ
うにセグメント分けをしなさいという指示がありますので、それに従ってやっているとい
うところになります。

○10番（久保繁幸君）

平均日数、入院患者数、ここには48人の予定で書いてありますが、今、1人平均の入院患
者日数、どれくらいで推移しておりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

2月までのデータが出ていますので、それでいきますと、年間の平均が19.6日になっています。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

19.6日、ここ数年ではちょっと上がった、長い日数になっていないですか。違いますか。大体22年あたりが19.4日、23年が17.7日というような日数を聞いておりますが、19.6日、これやったらまだ短いほうでいいかと思うんですが、昨年度は幾らになっておりますか。ちょっと長くなっているんじゃないですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

昨年度も今言った数字と全く一緒で19.6日になっています。長くなった理由を申し上げますと、診療報酬改定がありまして、23年度から亜急性期病床という若干長く入れる病床とかをつくっていましたが、それが26年9月で廃止になって、そういうものの影響とか、それにかわる病床をことし27年1月から、似たような病床なんですけど、算定し始めていますが、実際、そういう診療報酬改定に伴って体制を変更したり、その辺で若干のぶれはありますが、一つ言えるのは、看護基準という10対1の基準をとるためには21日以下でなければいけないという基準があります。一番収益にどうつなげていくかというところですけど、21日弱で一番いったほうが患者さんに対してもちよっと長くいられるようになった。収益的にもやっぱりベッドを埋めるという意味では長いほうがいいので、実際、この在院日数は、言い方は悪いかもかもしれませんが、少しベッドの調整とかはしているというところはあるのを御理解いただければと思います。

○10番（久保繁幸君）

それから、ジェネリックの問題なんですけど、去年あたりではジェネリックの利用率が10%ぐらいというふうに聞いておりますが、それから、ジェネリックは伸びておりますか。目標は大体30%ぐらいの目標で立てておられると思うんですが、その辺はどのようになっていますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今手元に今現在の率のデータを持っておりませんが、毎月の薬事委員会を開いておりまして、その中で、毎月のようにジェネリックに変更をかけていますよという報告が出てきておりますので、大分ふえてはきているとは思いますが、目標数値にはちょっとまだ届いていないのかなというのが現状です。

○議長（末次利男君）

質疑の方、ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

これ、この予算書じゃないわけですけど、繰出金のことで、今の太良病院は、推移から見て健全に経営ができているというふうにお考えでしょうか。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

公立病院の経営状態で全国的な状況の中では黒字化はしていますので、そういう条件のもとでは健全な経営になっているかとは思っておりますが、やはりどんな形であれ、補助金というものが入っておりますので、民間病院に近づいていけるような経営の健全化というのは今からも必要かと考えております。

○3番（所賀 廣君）

これは前の一般質問のときに事務長がおっしゃったことですが、独法に移行する気は今のところない、現状のままでいきたいということですね。その裏づけとして、今の町立太良病院は健全な経営と言えるだろうという裏づけがあつての発言……。この繰出基準、総務省のガイドラインを見てもみますと、繰出金とは、健全な経営をしてもなおかつ、結局、収支が成り立たないところに繰り出すものだと、そういった性質のものだというふうにガイドラインは書いてあるわけです。今言われましたように、一般会計からことしも1億3,000万円程度の補助金を繰り入れるというふうな計画になっておりますが、果たしてこれがいつになったらゼロになるのか、繰出金をなくして経営ができるのかというのはまだなかなか先のことだと思いますけど、今後の経営方針として、当然独法に移行する気持ちはないということは今もお変わりないとは思いますが、今後の経営、こういったふうというお考えがございましたら、院長。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

経営の健全はもちろん目指していきますが、地域の病院として不採算なことに対しても取り組まないといけないと思っております。それは、在宅医療というのが今医療界では盛んに言われているんですけども、訪問看護、訪問診療、当院でもしておりますが、居住地区が大分拡散していて、取り組めば取り組むほど赤字になるという側面もあります。そういうところとか、あと小児科に関しても不採算な仕組みありますが、そういうところに関しても、公立病院としてはしっかり取り組まないといけないなと考えています。健全経営は目指しますけれども、そういう点もありますのでというところです。

お答えになっているかわかりません。

○3番（所賀 廣君）

繰入金ゼロでというのはなかなか厳しいような感じもいたしますが、経営形態の中身として、さっきちょっと触れられましたけど、小児科の問題、これは議員の皆さん思っておられることですが、これを週2回じゃなくて、なるべくおっていただくように、夜は特にというお願いと、それから、入院患者は結構としましても、外来患者を1人でも多くふやしていただくためには、やっぱり内科の充実というのも一つ大きな要因になろうかと思っておりますので、その辺を含めて、本当に医師確保、なかなか難しい点もあろうかと思っておりますが、まだまだ院長、10年も20年もおっていただくような雰囲気を感じますので、ぜひその辺力を入れていただいて、本当に繰入金ゼロの、完全に健全な経営の太良病院にさせていただけるような期待をしたいと思っております。

答弁は要りません。

○太良病院院長（上通一泰君）

4月からの体制になるんですけれども、御報告があります。小児科の医師が常勤で来る予定になっております。4月末から来られます。来られると言ってもまだ1人ですから、やはり時間外の患者さん全てに対応というのは難しいかと思っておりますが、病院としても大切にしていきたいと。町のほうでもよろしく願います。

○3番（所賀 廣君）

今初めて聞きまして、4月から常駐でということですが、これは町民の皆様にも4月から小児科の方が常勤で来られますよ。ただ、夜間の対応に関しては十分なところまでいかないかもわからないということ、きょう現在でお伝えしてもよろしいことなんでしょうか。

○太良病院院長（上通一泰君）

小児科の先生が国内にいないで、留学中です。4月中旬に帰ってこられるということですから、それから正式には勤務の開始時期が決まってくると思っております。時間外のことに関しては、やはり毎日1人で対応というのはちょっと難しいとは思っております。来年度からまた院内で勉強会というのを開いていきます。それは看護師も含め、ほかの職種もですけれども、医師の間でも勉強会ができるように企画しておりますので、小児科の先生ともぜひそういう勉強会をしていただいて、できるだけ対応できるような体制にはしていきたいと思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第31号 平成27年度町立太良病院事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 諮問第1号

○議長（末次利男君）

日程第9. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、本諮問は異議がない旨、答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は異議ない旨を答申することに決定いたしました。

日程第10 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第10. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付しておりました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案の一括上程

○議長（末次利男君）

追加日程第1. 議案の一括上程。

町長提案の議案第32号、33号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

提案をいたします。

議案第32号は、太良町教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、現教育委員会委員の浜崎敏彦氏の任期が平成27年3月18日をもって任期満了となりますので、再度浜崎敏彦氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 太良町大字大浦戊404番地3

氏 名 浜 崎 敏 彦

生年月日 昭和27年5月8日

以上でございます。

次に、議案第33号は、太良町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現教育委員会委員の山口保彦氏が平成27年3月31日をもって辞職されることに伴い、その後任として永瀨武氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 太良町大字大浦己740番地70

氏 名 永 瀨 武

生年月日 昭和21年7月6日

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 議案第32号

○議長（末次利男君）

追加日程第2. 議案第32号 太良町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第32号 太良町教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

追加日程第3 議案第33号

○議長（末次利男君）

追加日程第3. 議案第33号 太良町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第33号 太良町教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

この際申し上げます。今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言について、適宜会議録

を調査し、不適切な発言があった場合は、議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

一言申し上げます。今期定例会は、去る3日開会以来、本日まで10日間にわたり、議員各位には、平成27年度当初予算を初め、条例等34件の重要案件について、長時間、熱心に調査、審議を尽くされましたことに対し深く敬意を表します。皆様の協力によりまして、全ての議案が議決できましたことを御同慶に存じます。

これをもちまして、平成27年第1回太良町議会（定例会第1回）を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時9分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則